

第 1 趣 旨

この要綱は、利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図るため、民間社会福祉施設の施設・設備改善整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するに当たり、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助対象者

社会福祉法人が設置する別表に掲げる種類の施設であって、自ら所有する建物に限る。ただし、設置者が次に掲げるものである場合は対象としない。

- (1) 暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成 23 年八王子市条例第 23 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に、暴力団員等（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

第 3 補助対象事業

この補助金は、次に掲げる事業であって、事業費が 1,000 万円未満（通所施設については 500 万円未満）のものを交付の対象とする。ただし、八王子市障害者（児）施設整備費補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 防災設備設置
階段、廊下等の避難施設等の整備
- (2) 地域交流等のための施設又は設備整備
地域交流等のための集会室及び施設利用者の特性に応じた指導訓練室等の整備
- (3) 中規模修繕
施設・設備の改修・改装（少破修理等軽易な整備を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める施設・設備の整備

第 4 補助金交付額

この補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（ただし、この額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内で市長が決定した額とする。

第 5 補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

第 6 補助金の交付決定

市長は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙の補助条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知する。

第 7 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更等により、市長が特別に必要が生じたと認めるときは、市長はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第 8 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

第 9 事故報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから 30 日以内に補助事業の実績報告書（第 3 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第 11 補助金の額の確定

市長は、第 10 の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付確定通知書（第 4 号様式）により、通知する。

第 12 是正のための措置

市長は、第 11 の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

なお、第 10 の実績報告は、この命令により必要な処置をした場合において、これを準用する。

第 13 補助金の請求

補助事業完了後に第 11 に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（第 5 号様式）に支払金口座振替依頼書を添付し、市長に請求するものとする。

第 14 決定の取消し

- 1 補助事業者が、次の（１）から（３）までのいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （２）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （３）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 １の規定は、第 11 により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

第 15 補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところによりその額を返還しなければならない。
- 2 １の規定は第 11 により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

1 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど八王子市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

2 承認事項

- (1) 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、(1) 又は (2) に掲げる事項のうち軽微なものとして市長が認めるものについてはこの限りではない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容のうち、建物の規模及び構造又建物等の用途はを変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 市長は前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは変更承認通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

3 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

5 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

6 補助事業の遂行命令等

この要綱の制定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

なお、この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命ずることができる。

7 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

8 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

9 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

別 表

区 分	施 設 種 別
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律関連施設	(1) 生活介護 (2) 自立訓練 (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援 (5) 施設入所支援